

千葉県第7回公募公債（30年・定時償還）

発行要項

1. 発行者の名称 千葉県

2. 発行総額 金200億円

3. 発行の目的 令和2年度の事業資金

4. 各公債の金額 1,000万円

本公債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受けるものとする。

5. 利率 年0.417%

6. 発行価額 額面100円につき金100円

7. 債還金額 額面100円につき金100円

8. 債還の方法及び期限

(1) 本公債の元金は、令和3年4月15日を第1回の償還期日とし、その後毎年4月及び10月の各15日に、各公債の金額あたり166,660円を償還し、令和32年10月14日（以下「最終償還期日」という。）にその残額を償還する。

(2) 債還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

(3) 買入消却は、いつでもこれを行うことができる。

9. 利息支払の方法及び期限

(1) 本公債の利息は、発行日の翌日から最終償還期日までこれを付け、令和3年4月15日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年4月及び10月の各15日にその日までの前半か年分を支払う。

(2) 発行日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。

(3) 利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。

(4) 債還期日後は、利息を付けない。

10. 申込期日 令和2年10月2日

11. 募入方法 応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集の取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。

12. 払込期日 令和2年10月15日

13. 募集の受託会社 株式会社千葉銀行

14. 引受並びに募集の取扱会社

野村證券株式会社（代表）、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）及びみずほ証券株式会社（代表）

15. 発行代理人及び支払代理人 株式会社千葉銀行

16. 振替機関 株式会社 証券保管振替機構

17. 応募者利回り 年0.417%

以上